

平成28年1月19日  
文 部 科 学 省

(指摘・確認事項)

- (1) 特別免許状について、現行では、それぞれの学校がその都度、人材の発掘・選定を行った上で、授与の手続が行われているが、優秀な外部人材を教育現場において積極的に活用する観点から、特区で区域計画に位置付けた地方公共団体の教育委員会においては、特別免許状の授与をしようとするときは、予め自薦または他薦に基づき一定レベル以上の能力を有する外部人材を登録したデータベースから、各学校がニーズにあった人選をできる仕組みを制度として設けること。
- (2) 上記の外部人材のデータベースの作成や活用ルールづくり等は、特別免許状による外部人材の積極的な登用に意欲のある既存の特区の自治体が主体的に関与できる仕組みの下で、区域会議での議論を踏まえて、早急を実施すること。

(答)

(1)(2)について

文部科学省としては、以前より、学校外の人材の学校教育における活用を一層進めるため、現行制度の枠組みの下、意欲ある自治体等において、外部人材のデータベースの構築、人材の研修、マッチングを行う取組をモデル事業として実施したい旨の回答をしているところ。以前も申し伝えたとおり、今年度中の事業の実施を求めるとすれば、意欲ある自治体と文部科学省による協議の場を早急に設定していただきたい。

なお、本モデル事業の選定に当たって、既存の特区以外の意欲ある自治体等による参入を排除することは困難であることについては、ご留意いただきたい。